



平成 17 年 5 月 26 日

各 位

会社名	株式会社ミロク情報サービス
代表者の役職氏名	代表取締役社長 是枝周樹
コード番号	9928 東証第二部
問合わせ先	経営管理本部長 滝本訓夫
電話番号	03-5361-6369(代表)

当社定款の一部変更について

当社は、平成 17 年 5 月 26 日に開催された取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 17 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款一部変更の趣旨及び目的

- (1) 当社の新規事業への展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)の事業に事業目的を追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策を可能とし、将来の事業拡大等、経営環境の変化に対応するため、現行定款第 5 条(発行する株式の総数)に定める当社の発行する株式の総数を 70,000,000 株から 135,000,000 株に変更するものであります。
- (3) コーポレート・ガバナンス強化、機動的な経営体制を確立することを目的とし、株主総会および取締役会の招集者および議長を取締役社長から取締役会長に変更いたしたく現行定款第 13 条(招集権者および議長)および第 20 条(取締役会の招集および議長)について所要の変更を行なうものであります。
- (4) 経営の意思決定と業務執行の分離を明確にするために、取締役の役位より取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を削除し、現行定款第 21 条(代表取締役および役付取締役)および第 22 条(業務執行)に所要の変更を行なうものであります。
- (5) 役員退職慰労金制度の廃止に伴い、現行定款第 24 条(取締役の報酬)及び第 31 条(監査役の報酬)より退職慰労金の文言を削除するものであります。
- (6) (附則)の適用対象となる監査役は在任しないことから、(附則)を削除するものであります。

上記(2)の定款変更は、敵対的買収防衛策としての側面も念頭に置いておりますが、現時点において買収者が現れた場合の脅威として想定している具体的な事象はなく、具体的な防衛策の導入については、今後の検討課題と認識しております。

今後、株主及び投資家に影響を与える防衛策の発動を決定した場合は、その詳細について直ちに公表いたします。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>コンピューター、同周辺機器、情報通信機器および事務用機器の販売、賃貸、リースならびに保守サービス コンピューターソフトウェアの開発、販売、賃貸ならびにリース コンピューターの利用技術指導 経営コンサルティング 情報処理サービスおよび情報通信関連サービスの提供 経営および資産運用に関する情報提供サービス 会計用伝票の製造販売 オフィスオートメーション機器および関連事務用品の販売 労働者派遣事業 総合リース業 生命保険の募集業務ならびに損害保険の代理業 不動産の賃貸管理業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>— 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>70,000</u>千株とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>セキュリティ関連ソフトウェア、セキュリティ関連機器等の開発、販売およびセキュリティ関連サービスの提供 電子証明書の発行および電子証明書を利用した各種webサービスの提供 証券仲介業 貸金業 保険仲介業</p> <p>— 現行どおり</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>135,000</u>千株とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 2. (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 2. (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会の決議により、代表取締役社長1名を選任する。<u>ただし、必要に応じ取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会の決議により、代表取締役を選任する。<u>また、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名を選任できる。</u></p>
<p>(業務執行) 第22条 取締役社長は、当会社の業務を統括し、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役または取締役相談役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p>(業務執行) 第22条 取締役社長は、当会社の業務を統括する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p>
<p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>
<p>(監査役の報酬) 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬) 第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>
<p>(附則) 平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第27条中「就任後4年以内」とあるを「就任後3年以内」と読み替えるものとする。</p>	<p>(削除)</p>

以上